

秋田県秋田臨海処理センター
エネルギー供給拠点化事業

入札説明書

令和5年10月
※令和5年11月6日修正

秋 田 県

目 次

1. 入札に付する事項.....	1
1.1. 事業名.....	1
1.2. 事業の目的.....	1
1.3. 事業概要.....	1
1.4. 事業予定地.....	2
1.5. 事業期間.....	2
2. 担当部局.....	2
3. 応募者の選定に関する事項.....	3
3.1. 総合評価審査委員会の設置.....	3
3.2. 落札者決定の手順.....	3
3.3. 選定スケジュール（予定）.....	3
4. 募集要項.....	5
4.1. 募集要項の構成.....	5
4.2. 募集要項（第一部）の公表.....	6
4.3. 募集要項（第一部）に対する質問・回答.....	6
4.3.1. 質問の受付及び回答スケジュール.....	6
4.3.2. 質問の提出.....	7
4.3.3. 質問に対する回答.....	7
4.4. 募集要項（第二部）の送付.....	7
4.5. 対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答.....	7
4.5.1. 質問の受付及び回答スケジュール.....	7
4.5.2. 質問の提出.....	7
4.5.3. 質問に対する回答方法.....	8
5. 応募者の参加資格要件.....	8
5.1. 参加資格要件.....	8
5.2. 参加資格の取り消し.....	11
6. 資格審査.....	11
6.1. 資格審査申請書類の提出.....	11
6.2. 資格審査申請書類の構成.....	12
6.2.1. 作成要領.....	12
6.3. 資格審査申請書類の提出方法.....	14
6.4. 参加資格要件の確認方法.....	15
6.5. 資格審査結果の通知.....	15
6.6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	15
7. 対話の実施.....	15
7.1. 対話の目的.....	15
7.2. 対話の流れ.....	15

7.2.1.	対話要領の公表	15
7.2.2.	対話用資料の提出	15
7.2.3.	対話の実施	16
7.2.4.	質問の提出	16
7.2.5.	質問に対する回答	16
8.	入札書類の提出	16
8.1.	入札及び開札	16
8.2.	入札書類の構成	16
8.3.	入札書類の提出	17
8.4.	入札の辞退	18
8.5.	入札の無効	18
8.6.	入札に当たっての留意事項	19
8.7.	入札書類の修正等の禁止	20
8.8.	提案内容に関するプレゼンテーションの実施	20
9.	本審査	20
9.1.	基礎審査	20
9.2.	総合評価の実施	21
9.3.	提案内容の担保	21
9.4.	落札者の決定及び公表	21
9.5.	苦情の申立	22
10.	予定価格	22
11.	落札者決定後の手続	22
11.1.	当事者間基本協定の締結	22
11.2.	基本協定の締結	22
11.3.	契約内容の協議	22
11.4.	特別目的会社の設立	23
11.5.	契約の締結	23
11.5.1.	基本契約	23
11.5.2.	工事請負契約	23
11.5.3.	維持管理・運営委託契約	23
11.5.4.	その他必要な契約等	23
11.6.	交付金申請手続への協力	24
12.	入札保証金	24
13.	契約保証金	24
14.	支払方法	24
14.1.	設計・施工	24
14.2.	維持管理・運営	24

14.3. 電力供給.....	24
15. その他.....	24
15.1. 費用負担.....	24
15.2. 使用言語等.....	25
15.3. 入札書類の取扱い・著作権.....	25
15.4. 現地説明会.....	25
15.5. 入札参加資格を得るための申請の方法.....	25

この入札説明書は、令和5年10月27日に公告した秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業（以下「本事業」という。）に係る一般競争入札に関する説明書である。

1. 入札に付する事項

1.1. 事業名

秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業（以下「本事業」という。）

1.2. 事業の目的

本事業は、秋田臨海処理センターを核として地域の脱炭素化及び地域活性化を図るため、環境省脱炭素先行地域に選定された「流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド」のうち、秋田臨海処理センターにおける再生可能エネルギー発電設備の導入、運営を行うことを目的とする。

1.3. 事業概要

向浜地域の秋田臨海処理センターの敷地内に、消化ガス発電、風力発電、太陽光発電設備を導入し、蓄電池、水素製造利用設備ならびにエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）により需給制御を行いながら、秋田臨海処理センターと、同地域内の公共施設10施設（公設試験研究施設、職業訓練施設、運動施設等）との間に新たに設置する自営線により再生可能エネルギー電力を供給する。

なお、本事業は「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」に採択されたものであり、同交付金要綱に準拠して実施する。

また、下記の事業対象施設（以下「本施設」という。）の設計・施工及び維持管理・運営をDBO（Design Build Operate）方式で行うものである。

・事業対象施設

- 1) 消化ガス発電設備
- 2) 風力発電設備
- 3) 太陽光発電設備
- 4) 蓄電池設備
- 5) 水素製造利用設備
- 6) 自営線設備（地中ケーブル）
- 7) 受変電設備
- 8) EMS及び運転監視制御装置

1.4. 事業予定地

秋田市向浜地域

- ・ 設備導入場所：秋田臨海処理センター
- ・ 電力需要施設：公共施設10施設（秋田臨海処理センター、公設試験研究施設、職業訓練施設、運動施設等）

1.5. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

(1) 設計・施工期間

契約の締結（令和6年7月予定）から令和9年3月末までとする。

(2) 維持管理・運営期間

令和9年4月1日から令和29年3月末までの20年間とする。

2. 担当部局

本事業における担当部局は、以下のとおりとする。

担当部局	秋田県建設部下水道マネジメント推進課
郵便番号	010-8570
住所	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話	018-860-2464
F A X	018-860-3813
電子メール	gesuido@pref.akita.lg.jp

3. 応募者の選定に関する事項

本事業を実施する民間事業者には、本施設の設計・施工及び維持管理・運営に関する技術やノウハウが求められる。従って、本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）の選定に当たっては、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

3.1. 総合評価審査委員会の設置

秋田県（以下「本県」という。）は、本事業の応募者の選定を行うに当たり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するため、総合評価審査委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。（敬称略）

- | | | | |
|-----|--------------------|------------------|-----------|
| 委員長 | 東北大学未来科学技術共同研究センター | 特任教授 | 加藤 裕之 |
| 委員 | 秋田大学大学院理工学研究科 | 数理・電気電子情報学専攻 | 教授 熊谷 誠治 |
| 委員 | 秋田県信用保証協会 | 経営支援部 | 部長 佐藤 久美子 |
| 委員 | 秋田県立大学 | 生物資源科学部アグリビジネス学科 | 准教授 永吉 武志 |
| 委員 | 長岡技術科学大学工学研究科 | 技術科学イノベーション専攻 | 准教授 姫野 修司 |

応募者が、落札者決定前までに、総合評価審査委員会の委員に対し、自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は入札の参加資格を失うことがある。

3.2. 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」を実施し、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）を対象として、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として対話を実施する。

対話の実施及び開札後、「本審査」として、基礎審査を実施した上で総合的な評価を行い、落札者を決定する。

3.3. 選定スケジュール（予定）

応募者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(ア) 公告（募集要項（第一部）の公表）	令和5年10月27日
(イ) 現地説明会	令和5年11月13日
(ウ) 募集要項（資格審査関連のみ）に関する質問書の締切り	令和5年11月17日
(エ) 募集要項（資格審査関連のみ）に関する質問書に対する回答の公表	令和5年12月8日
(オ) 募集要項（資格審査関連以外）に関する質問書、資格審査申請書類の受付締切り	令和5年12月20日
(カ) 資格審査の結果の通知	令和5年12月28日
(キ) 募集要項（資格審査関連以外）に関する質問書に対する回答の公表	令和6年1月10日
(ク) 募集要項（第二部）の送付	令和6年1月10日
(ケ) 対話資料の提出	令和6年1月17日
(コ) 対話の実施	令和6年1月18、19日
(サ) 対話及び募集要項（第二部）に関する質問書の提出	令和6年1月25日
(シ) 対話及び募集要項（第二部）に関する質問書に対する回答の送付	令和6年1月31日
(ス) 入札書類の提出	令和6年2月29日
(セ) 提案内容に関するプレゼンテーションの実施	令和6年3月14、15日
(ソ) 本審査	令和6年3月15日
(タ) 落札者の決定	令和6年3月29日
(チ) 基本協定の締結	令和6年4月中
(ツ) 特別目的会社の設立	基本協定締結後速やかに
(テ) 契約協議	令和6年4月から同年5月31日まで
(ト) 各契約の締結（仮契約）	令和6年5月31日
(ナ) 契約締結	令和6年7月中
(ニ) 設計・施工業務着手	契約締結後速やかに
(ヌ) 供用開始（運營業務開始）	令和9年4月1日
(ネ) 契約終了	令和29年3月末日

4. 募集要項

4.1. 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。

また、これらの書類は、契約締結時に落札者を拘束する条件とする。

(1) 募集要項（第一部）

- ・ 入札説明書
- ・ 要求水準書（添付資料含む。）
- ・ DBO方式実施要綱
- ・ 対話要領
- ・ リスク分担表
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集（第一部）（様式第1号から16号まで）

以下に様式集（第一部）の項目を示す。

- 1) 募集要項（第一部）のうち資格審査に関する質問書（様式第1号）
- 2) 募集要項（第一部）のうち資格審査以外に関する質問書（様式第2号）
- 3) 入札参加表明書（様式第3号）
- 4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）
- 5) 応募グループ一覧表（様式第5号）
- 6) 委任状（様式第6号）
- 7) 本施設の設計・施工を行う者の業務履行実績（様式第7号）
- 8) 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者（様式第8号-1）
- 9) 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況（様式第8号-2）
- 10) 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績（様式第9号）
- 11) 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者（様式第10号）
- 12) 対話の申込書（様式第11号）
- 13) 対話用資料（様式第12号）
- 14) 対話及び募集要項（第二部）に関する質問書（様式第13号）
- 15) 設計関連資料受領申込書兼誓約書（様式第14号）
- 16) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第15号）
- 17) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第16号）

(2) 募集要項（第二部）

- ・ 契約書（案）

（当事者間基本協定書案、DBO基本協定書案、DBO基本契約書案、工事請負契約書案、維持管

理・運営委託契約書案、その他必要な契約書案)

- ・ モニタリング基本計画書 (案)
- ・ 様式集 (第二部) (様式第17号から24号まで) 以下に様式集 (第二部) の項目を示す。
 - 1) 入札書 (様式第17号-1)
 - 2) 入札内訳書 (様式第17号-2)
 - 3) 技術資料 (様式第18号-1)
 - 4) 要求水準適合確認表 (様式第18号-2)
 - 5) 技術提案書 (様式第19号)
 - 6) 事業計画書 (様式第20号)
 - 7) 業務分担届出書 (様式第21号)
 - 8) 契約構造 (様式第22号)
 - 9) 委任状 (様式第23号)
 - 10) 入札辞退届 (様式第24号)

4.2. 募集要項 (第一部) の公表

募集要項 (第一部) の公表は、次のとおりする。

(1) 公表日

令和5年10月27日 (金)

(2) 公表方法

本県の公式 Web サイト「美の国あきたネット」において公表する。

(3) 設計関連資料の配布

本事業の設計関連資料 (一般平面図、電気結線図、土質調査資料、消化ガス関係資料、風況観測資料、基本設計委託報告書、電力需要量実績資料、等) をCD-R又はDVD-Rにより配付するので、希望する者は2.項に示す担当部局に「設計関連資料受領申込書兼誓約書 (様式第15号)」を持参し、令和5年12月20日 (水) 午後5時までに受領すること。

4.3. 募集要項 (第一部) に対する質問・回答

募集要項 (第一部) に対する質問・回答は、以下のとおりとする。

4.3.1. 質問の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

ア 令和5年11月17日 (金) 正午まで

(募集要項 (第一部) のうち資格審査に関する事項)

イ 令和5年12月20日（水）正午まで
（資格審査以外の事項）

(2) 回答日

ア 令和5年12月8日（金）
（募集要項（第一部）のうち資格審査に関する事項）

イ 令和6年1月10日（水）
（資格審査以外の事項）

4.3.2. 質問の提出

募集要項（第一部）に関する質問がある場合は、4.1.項に示す「募集要項（第一部）のうち資格審査に関する質問書（様式第1号）」と「募集要項（第一部）のうち資格審査以外に関する質問書（様式第2号）」の質問に分けて簡潔に記載し、2.項に示す担当部局に電子メールで提出すること。

4.3.3. 質問に対する回答

募集要項（第一部）に関する質問に対する回答については、本県の公式Webサイト「美の国あきたネット」において公表する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行い、全ての質問について回答するとは限らない。

4.4. 募集要項（第二部）の送付

募集要項（第二部）は、令和6年1月10日（水）に入札参加有資格者を対象として送付する。

4.5. 対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答

対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答は、入札参加有資格者を対象として実施する。

4.5.1. 質問の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

令和6年1月25日（木）正午まで

(2) 回答日

令和6年1月31日（水）

4.5.2. 質問の提出

対話及び募集要項（第二部）に関する質問がある場合は、「対話及び募集要項（第二部）に関

する質問書（様式第 13 号-1、様式第 13 号-2）」に簡潔に記載し、2. 項に示す担当部局に電子メールで提出すること。

4.5.3. 質問に対する回答方法

対話及び募集要項（第二部）に関する質問に対する回答は、入札参加有資格者を対象として電子メールにより送付する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行い、全ての質問について回答するとは限らない。

5. 応募者の参加資格要件

本県は、応募者の参加資格要件の確認を行うために資格審査を実施する。

なお、応募者は、3.3. 項(オ)に示す資格審査申請書類の受付締切日までに、参加資格要件を全て満たしていること。ただし、秋田県一般競争入札参加資格審査の申請を令和 5 年12月20日正午までに行った者であって、令和 5 年12月28日までに秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載された者にあつては、資格審査申請書類の提出時に秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載されていたとみなす。

5.1. 参加資格要件

(1) 応募者の構成

ア 本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、本事業の維持管理・運営業務を実施するために設立する特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。）から構成すること。

イ 本事業を担う構成員及び協力会社から構成される団体（以下「構成企業」という。）は、以下の役割を担う企業（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む。以下同じ。）から構成すること。ただし、1 社が複数の役割を担うことを妨げない。

(ア) 本施設のいずれかを納入する企業

(イ) 本施設のいずれかの設計を行う企業

(ウ) 本施設のいずれかの施工を行う企業

(エ) 本施設のいずれかの運営に関わる業務のうち運転管理業務を行う企業

(オ) 本施設のいずれかの運営に関わる業務のうち維持管理・修繕業務を行う企業

(カ) 本施設のいずれかの運営に関わるその他の運営業務を行う企業

ウ 応募者にあつては、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を構成員の中から定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。

エ 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上担う役割等を明らかにすること。また、代表企業、構成員及び協力会社の変更は原則認めない。ただし、構

成企業の追加、協力会社が構成員になることについては、参加資格要件を満たす限り認めるものとする。このほか、特段の事情があると本県が認めた場合も認めるものとする。

オ 構成企業は、本施設のいずれかについて、上記イで示した、企業が行う役割とした業務と同等業務の実績を有すること。

カ 構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 応募者は、他の応募者の構成企業の関係会社に該当する企業を、構成企業とすることはできない。

なお、本公告において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。

ク 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者の構成企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日付け監-848）に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該事業の入札の日までの間に受けていないこと。

(ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(ハ) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(ニ) 直近事業年度の消費税、地方消費税及び秋田県税の滞納がないこと。かつ社会保険に加入し、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。

(ホ) 本事業に関する発注者支援業務の受託者（株式会社日水コン）及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

イ 本施設の設計・施工を行う企業は、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

本施設の設計・施工の役割を担う企業は4者による共同企業体とする。共同企業体を構成する企業をJV構成員といい、出資比率については15%以上であること。

(ア) JV構成員のうち代表者は、aからgまでに掲げる要件を全て満たしていること。

a JV構成員のうち中心的役割を担う者で、出資割合がJV構成員中最大であること。

b 秋田県建設業者等級格付名簿の電気工事A級又は秋田県一般競争入札参加資格者名簿の電気工事に登載されていること。

c 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業（電気工事業）の許可を受けていること。

d cに示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直前の事業年度終

- 了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- e 元請として完成、引渡しが完了した国内外における消化ガス発電設備（下水道終末処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガスによるものに限る。）、風力発電設備、太陽光発電設備のいずれかにおける施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率15%以上のものに限る。）を有すること。
 - f 電気工事業に係る建設業法施行規則（昭和24年度建設省令第14号）第21条の3により算出される直近の総合評定値が850点以上であること。
 - g 建設工事における監理技術者として、1級電気工事施工管理技士に合格した者または技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択部門は問わない）又は総合技術監理部門（選択部門を「電気電子」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了履歴を有する者であって、直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者を専任で配置できること。
- (イ) JV構成員のうち代表者以外の1者はhからjまでに掲げる要件を全て満たしていること。
- h 秋田県建設業者等級格付名簿の電気工事A級又は秋田県一般競争入札参加資格者名簿の電気工事に登載されていること。
 - i 建設業法第3条の規定による特定建設業（電気工事業）の許可を受けていること。
 - j 主任技術者として、1級電気工事施工管理技士に合格した者または技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択部門は問わない）又は総合技術監理部門（選択部門を「電気電子」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有する者であって、直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者を専任で配置できること。
- (ウ) JV構成員のうち代表者及び(イ)に示す者以外の2者は、kからmまでに掲げる要件を全て満たしていること。
- k 秋田県建設業者等級格付名簿の一般土木工事A級又は秋田県一般競争入札参加資格者名簿の一般土木工事に登載されていること。
 - l 建設業法第3条の規定による特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。
 - m 主任技術者として、1級土木工事施工管理技士に合格した者または技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択部門は問わない）又は総合技術監理部門（選択部門を「建設」とするものに限る。）に合格した者であって、直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者を専任で配置できること。
- (エ) JV構成員のいずれかがnに掲げる要件を全て満たしていること。
- n 本施設の設計に関する管理技術者及び照査技術者として、技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択部門は問わない）又は総合技術監理部門（選択部門を「電気電子」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有する者を配置できること。管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

ウ 本施設の維持管理・運営を行う企業に関する参加資格要件

本施設の維持管理・運營業務を行う企業のうち特別目的会社の代表となる企業は(ア)に掲げる要件を、本施設の維持管理・運營業務を行う企業のうち、いずれかの企業は(イ)に掲げる要件を満たすこと。なお、特別目的会社の代表となる企業とは、特別目的会社に出資する企業のうち、出資割合が最大の企業を言う。

(ア) 国内外における、発電に関する消化ガス発電設備（下水道終末処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガスによるものに限る。）、風力発電設備、太陽光発電設備のいずれかについて、運転管理業務、維持管理業務、修繕業務のいずれかの履行実績を有すること。

なお、履行実績（出資する特別目的会社によるものを含む。）は、その履行期間が延べ1年以上のものとする。

(イ) 配置技術者は、電気事業法第43条第1項に規定された資格を有する者とし、かつ、電気事業法43条第1項に規定される主任技術者として、事業用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に、1年以上従事した実績を有する者を、専任で配置することが可能なこと。

5.2. 参加資格の取り消し

入札参加有資格者又は入札者が、3.3.項(ウ)に示す落札者の決定までの間に5.1.項に示す入札参加資格要件に掲げる資格を欠いた場合ならびに入札価格が予定価格を超える場合は、直ちに口頭により、又は書面若しくは電磁的記録をもってその旨を入札参加有資格者又は入札者に通知し、参加資格を取り消す。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、応募手続を継続することができる。

- ・ 当該要件に掲げる資格を欠いた企業が、代表企業に該当しない場合。
- ・ 当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続の透明性、公平性を害さないと本県が認める場合。
- ・ 応募書類の受付締切日までの間に、当該要件に掲げる資格を欠いた企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で改めて応募者を構成した場合。

6. 資格審査

6.1. 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、5.1.項に示す参加資格要件に掲げる要件を全て満たすことを証明するため、資格審査申請書類を2.項に示す担当部局に提出すること。

6.2. 資格審査申請書類の構成

代表企業が提出する資格審査申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加表明書（様式第3号）
- (2) 競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）
- (3) 応募グループ一覧表（様式第5号）
- (4) 委任状（様式第6号）
- (5) 本施設の設計・施工を行う者の業務履行実績（様式第7号）
- (6) 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者（様式第8号-1）
- (7) 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況（様式第8号-2）
- (8) 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績（様式第9号）
- (9) 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者（様式第10号）
- (10) 印鑑証明書
- (11) 使用印鑑届（様式は任意）
- (12) 会社概要
- (13) 営業経歴書（様式は任意）
- (14) 納税証明書
- (15) 建設業許可通知書の写し（電気工事、土木工事に関するもの）
- (16) 直近の総合評定値通知書の写し（共同企業体の代表者のみ）
- (17) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第15号）
- (18) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第16号）

6.2.1. 作成要領

- (1) 入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書等は、次のアからツまでのとおり作成する。

ア 入札参加表明書（様式第3号）

イ 競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）

ウ 応募グループ一覧表（様式第5号）

5.1. 項(1)イに掲げる役割について、それぞれの構成企業が担う役割分担を記載するとともに、その役割と同等業務の実績を有することを証明する書類を添付すること。

エ 委任状（様式第6号）

代表企業を除く構成員及び協力会社の代表者から代表企業に対する委任状で、資格審査申請書類の提出日以前に作成されたものであること。

オ 本施設の設計・施工を行う者の業務履行実績（様式第7号）

入札説明書5.1.項(2)イ(ア)eに掲げる実績を1件以上記載すること。

カ 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者(様式第8号-1)

入札説明書5.1.項(2)イ(ア)g、5.1.項(2)イ(イ)j、5.1.項(2)イ(ウ)m、5.1.項(2)イ(エ)nに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

キ 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況(様式第8号-2)

ク 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績(様式第9号)

入札説明書5.1.項(2)ウ(ア)に掲げる業務の履行実績を1件以上記載すること。

ケ 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者(様式第10号)

入札説明書5.1.項(2)ウ(イ)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の業務経験及び資格

コ 印鑑証明書

契約等に使用する実印が登録され、本入札説明書等の配布開始日以降に交付されたもの。

サ 使用印鑑届

実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。(様式は任意)

シ 会社概要

構成員及び協力会社全ての企業の最新のもの。

ス 営業経歴書

構成員及び協力会社全ての企業の最新のもの。(様式は任意)

セ 納税証明書

構成員及び協力会社全ての企業について、消費税及び地方消費税にあつては「納税証明書(その3)」を、秋田県税にあつては、「県税の徴収金について滞納のないことの証明書」を提出すること(いずれも資格審査書類提出時点で発行から2週間以内のものに限る。)。なお、「県税の徴収金について滞納のないことの証明書」については本県の納税義務の有無に関係なく必ず提出すること。

ソ 建設業許可通知書の写し

タ 直近の総合評定値通知書の写し

チ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第15号)

ツ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第16号)

なお、入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書等は、A4版で作成し、上記のアからツの順に綴り袋とじ(表と裏に代表企業の割印)又は、ステープラーとじ(内側に代表企業の割印)されたものを1部提出すること。

(2) 入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書の内容を証明するための資格確認資料を次のアからコに従い作成すること。

ア 表紙

「資格確認資料」と明記し、事業名及び申請者(代表企業)名を記したもの。(様式は任意)

イ 本施設の設計・施工を行う者の特定建設業許可を証明する書類

ウ 工事の設計・施工実績等の内容を証明できる契約書、図面等の写し

なお、工事カルテの提出により施工実績等の内容を証明できるときは省略することができる。

また、設計・施工実績の内容における工事の概要については、図面等の写しに施工範囲を着色により明示するとともに、工事諸元に記載した数値については、その根拠となる設計書、仕様書等を添付すること。

その場合、設計・施工実績が、消化ガス発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備のいずれかの実績であることを明確に示す資料を添付すること。

エ 配置予定技術者について、監理技術者及び主任技術者の資格を証明する資格者証、監理技術者講習修了証等の写し

オ 監理技術者及び主任技術者が本施設の建設を行う者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し

カ 配置予定技術者に手持ち工事がある場合は、当該工事に係る工事カルテ等の写し

キ 維持管理・運営に係る実績等の内容を証明できる契約書、図面等の写し

履行実績となる施設の概要については、対象施設の種別や諸元を記載するとともに、担当業務の内容が分かる設計書、仕様書等を添付すること。

ク 維持管理・運営に係る配置予定技術者の実績を証明できる契約書、図面等の写し

配置予定技術者の実績となる対象施設が、主任技術者として事業用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に1年以上従事した実績であることを明確に示す資料を添付すること。

配置予定技術者の実績期間を証明する資料を添付すること。

ケ 維持管理・運営に係る配置予定技術者の資格を証明する資格者証、経歴書等の写し

コ 維持管理・運営に係る配置予定技術者が本施設の維持管理・運營業務を担う企業と直接的な雇用関係になることを証明できる書類（応募者の代表者と配置予定技術者の間で取り交わした覚書等）の写し。健康保険被保険者証等の写し。

資格確認資料はA4版で作成し、上記のアからコの順に綴りステープラーにて製本したものを1部提出すること。

6.3. 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参又は郵送（配達記録及び確認が可能な方法に限る）することとし、電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

(1) 持参により提出する場合：令和5年10月27日（金）から同年12月20日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 郵便により提出する場合：令和5年12月20日（水）午後5時を到達期限とする。

6.4. 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。なお、5.1.項に示す参加資格要件に掲げる要件を全て満たすことが確認された応募者のみ、本審査を行う。

6.5. 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和5年12月28日（木）に書面により各代表企業へ郵便をもって通知する。

6.6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、本県に対して参加資格がないと認めた理由について、通知をした日の翌日から起算して5日以内（「秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）」第1条に掲げる日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
- (2) 本県は、説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7. 対話の実施

7.1. 対話の目的

対話の目的は、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、入札参加有資格者の創意工夫の質の向上を図ることである。

7.2. 対話の流れ

対話は、以下の流れで実施する。なお、入札参加有資格者は必ず本県と対話を行うこと。

7.2.1. 対話要領の公表

応募者に対し、募集要項(第一部)と同時に本県の公式Webサイト「美の国あきたネット」において公表する。対話要領において、本県から対話時に確認したい事項と当日の対話の時間配分等を提示する。

7.2.2. 対話用資料の提出

入札参加有資格者は、対話要領を受領後、令和6年1月17日（水）正午までに2.項に示す担当

部局に「対話の申込書（様式第11号）」、「対話用資料（様式第12号）」を電子メールで提出すること。

7.2.3. 対話の実施

本県と入札参加有資格者は、対話用資料を基に、令和6年1月18日（木）、19日（金）（予定）に個別に対話を行う。

なお、個別の日時は、入札参加有資格者の数により調整し、別途電子メールにより通知する。

7.2.4. 質問の提出

4.5.1. 項（1）及び4.5.2. 項に規定するところによる。

7.2.5. 質問に対する回答

4.5.1. 項（2）及び4.5.3. 項に規定するところによる。

8. 入札書類の提出

入札参加有資格者は、対話終了後、入札書類を提出すること。

8.1. 入札及び開札

(1) 入札期間

令和6年2月29日（木）午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

令和6年3月1日（金）午前10時（都合により変更する場合には、2月22日（木）までに連絡する。）

8.2. 入札書類の構成

入札書類を提出する入札参加有資格者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる入札書類を提出すること。

(1) 入札書（様式第17号-1）

(2) 入札内訳書（様式第17号-2）

(3) 技術資料（様式第18号-1）

(4) 要求水準適合確認表（様式第18号-2）

(5) 技術提案書（様式第19号）

- (6) 事業計画書（様式第20号）
- (7) 業務分担届出書（様式第21号）
- (8) 契約構造（様式第22号）
- (9) 入札保証金を納付した領収書の写し又は入札保証金納付免除規定に該当することが確認できる書類（様式任意）
- (10) 6. 5. 項に示す入札参加資格審査結果通知書の写し

8. 3. 入札書類の提出

入札書類の提出は、持参又は郵便（配達記録及び確認が可能な方法に限る）によることとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

また、代理人が持参する場合は、「委任状（様式第23号）」を提出すること。なお、本県は、入札書類の提出に対して受領書を交付する。

(1) 提出期限

持参により提出する場合：令和6年2月29日（木）午前9時から午後5時まで
郵便により提出する場合：令和6年2月29日（木）午後5時を到達期限とする。

(2) 提出場所

2. 項に掲げる担当部局

(3) 提出部数

ア 正本1部

（添付書類(押印要)を含め、入札者名がわかるもの。）

イ 副本15部

（添付書類(押印不要)を含め、正本から入札者名及び入札者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても入札者名が分かるような表現は行わないこと。）

ウ 入札書及び入札内訳書については正本のみ1部提出とし、封筒に入れ、実印又は使用印で封印し、入札書在中の旨を記載すること。併せて、本事業の事業名及び入札者名を記載して提出すること。

エ CD-R/RW 又は DVD-R/RWによる電子データ3部

なお、CD-R/RW又はDVD-R/RWには、入札書類の電子データを格納すること。また、CD-R/RW又はDVD-R/RWへの格納の条件は次のとおりとする。

(ア)CD-R/RW 又は DVD-R/RW：Windows フォーマット

(イ)使用アプリケーション：様式の指定があるものは、その指定に従い、指定のない説明文等は、Microsoft Office 2007 以降のバージョンとすること。なお、図等を文書に貼り付ける場合

は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。その他図面等は、PDF 形式とする。

(ウ) ウィルスチェック：CD-R/RW 又はDVD-R/RW は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

- a ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- b 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
- c 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

8.4. 入札の辞退

入札者が入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「入札辞退届（様式第24号）」を2.項に示す担当部局へ郵送又は持参すること。

8.5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者、その金額に不足のある者又は入札保証金納付免除が承認されなかった者のした入札
- (3) 開札日から落札決定の日までの間において、5.1.項(2)に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (4) 同一の入札において2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、または首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあつては、代表企業又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) 入札内訳書を提出しなかった者のした入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8.6. 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、入札者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」を遵守するとともに「入札参加に当たっての留意事項（平成6年3月30日監一1744）」に留意すること。

また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合、本県は、当該応募者を募集手続に参加させず、又は募集手続の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、募集手続の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期、又は取り止めることができる。

入札価格に係る留意事項を以下に示す。

(1) 入札の方法

契約の締結に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札価格の構成

入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。消費税及び地方消費税を含まない。）は、設計・施工業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まない。）の金額である。

(3) 設計・施工業務に係る対価の限度額

設計・施工業務に係る対価の限度額は以下のとおりとする。（限度額には、消費税及び地方消費税の額を含む。）

ア 設計・施工業務に係る対価の限度額 6,403,034,000円

うち、1.3.項 事業概要-事業対象施設のうち、次の①、②の施設区分の限度額は下記のとおりとする。本施設の設計・施工業務に係る工事請負契約は、①、②の2件に分けて締結する予定であることから、入札内訳書（様式第17号-2）に、①、②の施設区分に係る対価の内訳金額を明記するとともに、いずれも限度額を超過しないよう留意すること。なお、限度額を超える内訳金額の提示があった場合は、限度額を超えないよう入札内訳書を修正するための本県からの協議に応じること。

① 1)～5)及び7)、8)の施設導入に要する対価の限度額：5,512,601,000円

② 6)の施設導入に要する対価の限度額：890,433,000円

(4) 設計・施工業務に係る年度ごとの支払限度額

設計・施工に係る年度ごとの支払額は、次に掲げる限度額（または予定額）を予定している。

(限度額には、消費税及び地方消費税の額を含む。)

ア 令和6年度 1,947,000,000円 (うち①該当分 1,677,000,000円、②該当分 270,000,000円)

イ 令和7年度 3,412,397,000円 (うち①該当分 3,012,397,000円、②該当分 400,000,000円)

ウ 令和8年度 (支払予定額)

1,043,637,000円 (うち①該当分 823,204,000円、②該当分 220,433,000円)

(5) 維持管理・運營業務に係る支払額

維持管理・運營業務に係る対価は、別添落札者決定基準別紙の「評価項目No.1 需要家に対する電力供給に関する事項」の「②電力供給単価(全需要施設平均単価)」で提案された電力供給単価に、維持管理・運営期間中毎年度の各需要施設における実績消費電力量を乗じた額に基づき、これに消費税相当額を乗じた額とする。

8.7. 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、本県は入札書類に関して問い合わせや修正の指示、追加資料の提出を求めることがある。

8.8. 提案内容に関するプレゼンテーションの実施

本県は、入札書類の審査に当たり、提案内容の確認のために入札者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日(予定)

令和6年3月14日(木)、3月15日(金)

(2) 実施内容

日時、場所、プレゼンテーションの内容等は、入札者に別途電子メールにより通知する。

9. 本審査

9.1. 基礎審査

本県は、「基礎審査」として、入札書類に記載された内容が以下に掲げる基礎的事項を満たしていることの審査を行う。

また、本県は、必要に応じて、入札者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

(1) 入札書類についての審査

ア 必要な書類がそろっているか。

イ 入札書類全体について、様式に従った内容となっているか。

ウ 書類間で整合しているか。

(2) 提案内容と要求水準の適合性等の審査

ア 全ての業務について、要求水準を満たしていることが確認できる提案があるか。

イ 全ての業務について、契約書（案）に規定する内容を遵守していることが確認できる提案があるか。

9.2. 総合評価の実施

総合評価では、以下に示す技術審査及び価格審査を基に、「落札者決定基準」に定める基準により総合評価点を算定し、入札者のうち最も高い点数の者を落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を定めるものとする（くじの日時及び場所については、別途指示する。）。

(1) 技術審査

技術審査では、「落札者決定基準」に基づき審査し、技術評価点を算定する。

(2) 価格審査

価格審査では、入札価格が予定価格以下のものを、「落札者決定基準」に定める価格評価算定式に基づき審査し、価格評価点を算定する。

なお、入札価格が予定価格を超える場合には失格とする。

9.3. 提案内容の担保

落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後、落札者はこれを満たす責務を負う。

なお、技術提案の内容に係る責務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、落札者の責めにより当該責務が履行されない場合については、落札者の責において瑕疵の補修を行うものとする。

また、本県は、技術提案内容及び要求水準書に定める要件を満たしていない場合には、設計・施工費及び維持管理・運営委託費の減額を行うことができる。詳細については、工事請負契約書及び維持管理・運営委託契約書に示す。

9.4. 落札者の決定及び公表

本県は、総合評価審査委員会の報告を受けて、入札審査委員会において、客観的に評価を行い、落札者を決定し通知する。この結果については、本県の公式 Web サイト「美の国あきたネット」により公表する。

なお、落札者の決定後、入札書類の記載内容に虚偽が認められた場合は、当該落札者の権利を

無効とし、総合評価の上位の者から順に契約内容の協議を行うものとする。

なお、落札者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、本事業は落札者決定後、順次契約協議を行うことから、書面をもって契約締結の期限の延長を願い出ること。

9.5. 苦情の申立

本事業の入札に参加しようとする者その他利害関係者が、入札に関し苦情を申し立てる場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成26年4月22日秋田県告示第214号）によるものとする。

10. 予定価格

本事業の設計・施工に係る予定価格は、次のとおりである。

なお、低入札調査基準価格、最低制限価格は設定しない。

予定価格（設計・施工に係るもの）：6,403,034,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

11. 落札者決定後の手続

11.1. 当事者間基本協定の締結

本県と秋田市ならびに落札者は、本事業が「環境省脱炭素先行地域」に選定され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付を受ける事業であることを踏まえ、需要施設が供給を受ける電力料金の設定等、本事業のスキーム全体に関する基本協定を締結する。

11.2. 基本協定の締結

本県と落札者は、契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

11.3. 契約内容の協議

本県と落札者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、維持管理・運営委託契約、電力需給契約等の締結に向け、契約内容について協議する。協議は、提案書の内容に応じて必然的に修正が必要となる部分の修正や、不明確な規定を明確にするために行うものであり、入札説明書に規定された内容及び条件の変更は行わない。

なお、落札者の決定から契約の締結までの期間において、落札者の事由により契約の締結に至らなかった場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著し

く不相当であると認められるときには、落札者との契約を解除し、総合評価の上位の者から順に契約内容の協議を行うものとする。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づく随意契約とし、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により、落札金額の制限内でこれを行う。

11.4. 特別目的会社の設立

落札者は、11.2.項の基本協定締結後速やかに、本事業の維持管理・運營業務を実施するための特別目的会社（SPC）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として秋田県内に設立すること。

当該特別目的会社に出資する者は、契約が終了するまで、特別目的会社の株式を保有するものとし、本県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する特別目的会社は、原則、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。ただし、兼業の理由が、更なる脱炭素効果の拡大や地域課題の解決であって、且つ本事業への経営上の影響が無いと県が判断する場合は、県と特別目的会社の協議により兼業を認めることができる。

11.5. 契約の締結

11.5.1. 基本契約

本県と落札者の構成企業は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び維持管理・運営）に関する不可分一体な契約として、基本契約を締結する。

11.5.2. 工事請負契約

本県と工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

11.5.3. 維持管理・運営委託契約

本県と特別目的会社は、本施設の維持管理・運営委託契約を締結する。

11.5.4. その他必要な契約等

本県と特別目的会社は、電力需要施設への電力供給に係る電力需給契約、自営線設備の維持管理に係る協定等を締結する。

このほか、必要な契約等は、協議により定め締結する。

11.6. 交付金申請手続への協力

工事請負事業者は、本県が行う補助金、交付金等の申請手続等に協力すること。
また、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工において、関連資料等の作成を行うこと。

12. 入札保証金

秋田県財務規則第160条～第163条に規定するところによる。

13. 契約保証金

秋田県財務規則第177条～第179条に規定するところによる。

14. 支払方法

14.1. 設計・施工

本施設の設計・施工に係る費用の支払い方法は、工事請負契約書（案）による。

14.2. 維持管理・運営

本施設の維持管理・運営業務に係る費用の支払い方法は、維持管理・運営委託契約書（案）による。

14.3. 電力供給

電力需要施設への電力供給にあたり、「11.1項 当事者間基本協定の締結」で規定する基本協定に基づき、電力需要施設のうち秋田臨海処理センターを除く施設と特別目的会社との間で締結する、電力需給契約による。

15. その他

15.1. 費用負担

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

15.2. 使用言語等

本事業に関する対話以外の全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する書類、質問、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

15.3. 入札書類の取扱い・著作権

入札に係る提出書類の著作権は、入札者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本県は、必要な範囲において公表を行うことができる。

また、本県に提出された資料は、秋田県情報公開条例により、公開することがある。

15.4. 現地説明会

本事業の応募者を対象とした現地説明会を実施する。参加を希望する者は、別添参加申込書様式を2.項に示す担当部局へ電子メールで提出すること。（〆切り：令和5年11月6日（月）午後4時）

開催日は令和5年11月13日（月）を予定しているが、参加申込者数によっては、開催日および開催方式を変更する可能性がある。決定後、参加申込者に対し担当者より連絡する。

また、現地説明会以外の機会であっても、現地視察を希望する者は、事前に本県の許可を得た上で、現地視察を実施できる。現地視察を希望する者は、2.項に示す担当部局に連絡すること。

15.5. 入札参加資格を得るための申請の方法

5.1. 項(2)イ(ア)b、(イ)h、(ウ)kに掲げる入札参加資格を得ていない者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、以下の部局へ提出すること。

入札参加資格者名簿に関する申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

秋田県建設部建設政策課建設業チーム

電話番号 018-860-2425